

○厚生労働省告示第三百七十五号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月十三日

厚生労働大臣 上野賢一郎

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

[illegible]

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

効 能

別表 1

	薬 剤	番 号
(略)		
11	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和 7 年 6 月 24 日に、医薬品医療機器等法第 14 条第 13 項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1445
	ウパダシチニブ水和物（内用液に限る。）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和 8 年 8 月 24 日に、医薬品医療機器等法第 14 条第 1 項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1431
(略)		
26	セミプリマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和 7 年 9 月 19 日に、医薬品医療機器等法第 14 条第 13 項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	473 から 480 まで、488 から 493 まで、499 から 503 まで、505 及び 510
	セミプリマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和 8 年 8 月 24 日に、医薬品医療機器等法第 14 条第 13 項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	317、383 から 385 まで、 394、395、402、1480、 1481、1484、1660、 1724、1725、1727、 1728、1842 及び 1843

効 能

別表 1

	薬 剤	番 号
(略)		
11	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和 7 年 6 月 24 日に、医薬品医療機器等法第 14 条第 13 項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1445
	(新設)	(新設)
(略)		
26	セミプリマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和 7 年 9 月 19 日に、医薬品医療機器等法第 14 条第 13 項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	473 から 480 まで、488 から 493 まで、499 から 503 まで、505 及び 510
	(新設)	(新設)

27	デュルバルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年9月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	511、512、1688から1690まで、1694、1695、1698及び1699
	デュルバルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年6月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	894から897まで、901から906まで、909、910、914から917まで、922から924まで及び926から929まで
	デュルバルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年8月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1688から1690まで、 <u>1694、1695、1698及び1699</u>
(略)		
58	ロペグインターフェロン <u>アルファ-2 b</u> （遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年2月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2021、2023、2026及び2027
	ロペグインターフェロン <u>アルファ-2 b</u> （遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年8月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2021から2023まで、 <u>2026及び2027</u>
(略)		
97	<u>フェニル酪酸ナトリウム</u> （当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年8月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	<u>1184及び1187</u>
98	<u>ペグセタコブラン</u> （当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年8月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	<u>1761から1784まで</u>

27	デュルバルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年9月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	511、512、1688から1690まで、1694、1695、1698及び1699
	デュルバルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年6月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	894から897まで、901から906まで、909、910、914から917まで、922から924まで及び926から929まで
	(新設)	(新設)
(略)		
58	ロペグインターフェロン <u>アルファ-2 b</u> （遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年2月19日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2021、2023、2026及び2027
	(新設)	(新設)
(略)		
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

99	テモゾロミド（医薬品医療機器等法第14条第13項の規定による承認事項の一部変更の承認の申請であって、その申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、その申請者の依頼により実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事審議会が令和8年7月27日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）	1622	(新設)	(新設)	(新設)
100	ジロキシメルフマラート（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年6月19日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	234	(新設)	(新設)	(新設)
101	ブレンソカチブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年8月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	629及び630	(新設)	(新設)	(新設)
102	イムルネストラントトシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1526から1528まで、 1537及び1538	(新設)	(新設)	(新設)
103	セバベルチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年8月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	477、478、492及び502	(新設)	(新設)	(新設)
104	レミブルチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年6月19日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1495	(新設)	(新設)	(新設)
105	セトメラノチド酢酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年8月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1581及び1582	(新設)	(新設)	(新設)
106	ベピロビルセンナトリウム（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和8年8月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1193	(新設)	(新設)	(新設)

附 則

この告示は、令和八年十月十四日から適用する。